

【わがまち特例対象資産(令和7年12月12日現在)】

表中の「法」=地方税法

	対象資産	適用条項	対象取得期間	特例割合 (課税標準の特例措置)	適用期間
償却資産	水質汚濁防止法に規定する 汚水又は廃液の処理施設	旧法附則第15条 第2項第1号	平成30年4月1日から 令和6年3月31日まで	1/2	継続
		法附則第15条 第2項第1号	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで		
	大気汚染防止法に規定する 指定物質排出抑制施設	旧法附則第15条 第2項第2号	平成26年4月1日から 令和2年3月31日まで	1/2	継続
	下水道除害施設	旧法附則第15条 第2項第5号	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで	4/5	継続
		法附則第15条 第2項第5号	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで		
	雨水貯留浸透施設	旧法附則第15条 第8項	平成30年4月1日から 令和3年3月31日まで	3/4	継続
		法附則第15条 第40項	令和3年5月10日から 令和9年3月31日まで	1/3	3年間
	特定再生可能エネルギー発電設備	下表参照			
浸水防止用設備	法附則第15条 第28項	平成29年4月1日から 令和8年3月31日まで	2/3	5年間	
先端設備等導入計画に基づき 新規取得した該当設備	旧法附則第64条	令和3年4月1日から 令和5年3月31日まで	0	3年間	
土地	新規取得した該当設備	法附則第15条 第32項	平成29年6月15日から 令和9年3月31日まで	2/3	3年間
家屋	サービス付き高齢者向け賃貸住宅	法附則第15条の 8第2項	平成27年4月1日から 令和9年3月31日まで	2/3 (税の減額)	5年間
	長寿命化に資する大規模修繕工事 を行ったマンション	法附則第15条の 9の3	令和5年4月1日から 令和9年3月31日まで	1/3	1年間
償家 却資 産屋	家庭的保育事業	法第349条の3 第27項	なし	1/2	継続
	居宅訪問型保育事業	法第349条の3 第28項	なし	1/2	継続
	事業所内保育事業 (利用定員が5人以下)	法第349条の3 第29項	なし	1/2	継続
償家土 却資 産屋地	企業主導型保育事業 (特定事業所内保育施設)	旧法附則第15条 第32項	平成29年4月1日から 令和6年3月31日まで (補助開始対象期間)	1/2	最大5年間

対象資産	条件(すべて満たすもの)	適用条項	対象取得期間	特例割合	適用期間
太陽光発電設備	・認定発電設備でないもの ・再生可能エネルギー事業者等支援事業費に係る補助を受けて取得したもの ・1,000kw未満のもの	法附則第15条第25項第1号イ	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	2/3	3年間
	・認定発電設備でないもの ・再生可能エネルギー事業者等支援事業費に係る補助を受けて取得したもの ・1,000kw以上のもの	法附則第15条第25項第3号イ	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	3/4	
風力発電設備	・認定発電設備であるもの ・20kw未満のもの	法附則第15条第25項第3号ロ	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	3/4	3年間
	・認定発電設備であるもの ・20kw以上のもの	法附則第15条第25項第1号ロ	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	2/3	
水力発電設備	・認定発電設備であるもの ・5,000kw未満のもの	法附則第15条第25項第4号イ	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	1/2	3年間
	・認定発電設備であるもの ・5,000kw以上のもの	法附則第15条第25項第3号ハ	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	3/4	
地熱発電設備	・認定発電設備であるもの ・1,000kw未満のもの	法附則第15条第25項第1号ハ	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	2/3	3年間
	・認定発電設備であるもの ・1,000kw以上のもの	法附則第15条第25項第4号ロ	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	1/2	
バイオマス発電設備	・認定発電設備であるもの ・10,000kw未満のもの	法附則第15条第25項第4号ハ	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	1/2	3年間
	・認定発電設備であるもの ・10,000kw以上20,000kw未満のもの	法附則第15条第25項第1号ニ	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	2/3	